

令和5年 第10回九重町農業委員会 議事録

<日時>：令和5年10月5日（木）13：30～

<場所>：九重町役場 2階 庁議室

<出席委員>

農業委員

3番：小田稲次郎 5番：佐々木洋子 6番：矢幡 陽子 7番：佐藤 栄一
8番：田吹 博史 9番：仲摩 茂敏 10番：飯田祥治朗 11番：手島政弘

推進委員

12番：多田 貫緑 16番：佐藤進太郎 19番：田中卓一郎 20番：時松美智雄
21番：佐藤 暁史 22番：佐藤 勉 23番：田吹正利

<事務局出席者>

事務局：3名

<開会あいさつ（事務局）> 13時30分～

<委員出欠状況報告（事務局長）>

出席委員 （農業委員）：8名 （農地利用最適化推進委員）：7名

欠席委員 （農業委員）：3名 （農地利用最適化推進委員）：5名

<会長あいさつ>

議 長 総会での発言は挙手をして、番号と名前を言ってください。携帯電話は電源を切るか、マナーモードにお願いします。議事録署名委員を10番委員さんと3番委員さんに指名を致しますが異議はありませんか。ないようです。10番委員さんと3番委員さんに議事録署名委員をお願いします。

報告案件に入ります。報告第19号農地法第3条の3第1項の規定による届け出について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 議案書1ページをお開きください。報告第19号農地法第3条の3第1項の規定による届け出が3件ありましたので受理致しました。内容についてはご一読ください。

議 長 はい。ありがとうございました。続きまして、報告第20号農地法第18条第6項の規定による届け出について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 報告第20号農地法第18条第6項の規定による届け出が1件ありましたので受理致しました。内容についてはご一読ください。

議 長 報告案件が終わりましたので、議案審議に入りたいと思います。

議案書3ページ議案第35号農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 議案第35号農地法第3条の規定による許可申請について。

議案第35号（番号1番～4番）を読み上げて説明。

議 長 それでは、番号1番について担当委員さんより説明をお願いします。

はい。田吹さんお願いします。

23番委員 [担当委員より現地調査の結果を報告]

議 長 はい。有難うございました。続きまして、番号2番の担当委員さんお願いします。

22番委員 [担当委員より現地調査の結果を報告]

議 長 はい。有難うございました。続きまして、番号3番担当委員さんから説明をお願いします。はい。佐藤さん。

7番委員 [担当委員より現地調査の結果を報告]

議 長 はい。有難うございました。続きまして、番号4番担当委員さんお願いします。はい。時松さん。

20番委員 [担当委員より現地調査の結果を報告]

議 長 はい。有難うございました。番号1番から4番まで担当委員さんより説明がありました。審議をお願いします。意見のある方は挙手をしてお願いします。

田吹さん。

23番委員 草地の値段はどのくらいなのか。

20番委員 聞いてない。

議 長 他に質問はありませんか。なければ、議案第35号1番から4番まで賛成の方は挙手をお願いします。はい。有難うございました。全員賛成で承認をいたします。続きまして、5ページ議案第36号非農地証明願について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 議案第36号非農地証明願について。

議案第36号（番号1番～3番）を読み上げて説明。

議 長 番号1番から3番について事務局より説明がありました。担当委員さんより説明をお願いします。番号1番については、担当委員さんの出

席が遅れますので後回しにしたいと思いますので、番号2番の担当委員さんをお願いします。

2 2 番委員 議 長 [担当委員より現地調査の結果を報告]

2 2 番委員 議 長 続きまして、番号3番担当委員さんをお願いします。

2 2 番委員 議 長 [担当委員より現地調査の結果を報告]

2 2 番委員 議 長 はい。有難うございました。番号1番の担当委員さんの佐藤さんが出席したので説明をお願いします。

1 6 番委員 議 長 [担当委員より現地調査の結果を報告]

1 6 番委員 議 長 はい。有難うございました。番号1番から3番まで担当委員さんから説明がありました。議案第36号で質問のある方は挙手をして名前を言ってをお願いします。はい。飯田さん。

1 0 番委員 議 長 10番飯田です。2番の宅地は地図を見る限りどこですか。

2 2 番委員 議 長 写真の一番下の杉山の中にありまして、行くのにも困難な状況でした。

1 0 番委員 議 長 もう一つ良いですか。

1 0 番委員 議 長 はい。どうぞ。

1 0 番委員 議 長 農地でない宅地も農業委員会に諮るのですか。

事 務 局 登記は宅地でありますが見ますので、今回原野での審査対象となったという事です。

1 0 番委員 議 長 地目が宅地なら法務局の登記も宅地になっている。

事 務 局 課税は現況主義なので原野です。登記を変更するのであれば原野に変えてもらわないといけません。本来、現況課税で宅地から原野になった時に登記を原野に変えるべき所を、今回非農地証明でお願いしたいという事です。

議 長 他にありませんか。なければ、議案第36号非農地証明願について番号1番から3番まで承認される方は挙手をお願いします。全員賛成という事で承認されました。続きまして、6ページの議案第37号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（所有権）事務局より説明をお願いします。

事 務 局 議案第37号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（所有権）。

議 長 議案第37号（番号1番～3番）を読み上げて説明。

議 長 はい。有難うございました。それでは、担当委員さんから説明をお願いします。田中さんをお願いします。

1 9 番委員 議 長 [担当委員より現地調査の結果を報告]

1 9 番委員 議 長 はい。有難うございました。何か質問ありませんか。なければ番号1番から3番までに承認される方は挙手をお願いします。全員賛成という

事で承認致します。

本日の議案はこれで終了しました。